

双葉ヶ丘地域包括支援センター虐待防止のための指針

1. 基本的な考え方

この指針は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2. 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

(1)身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2)介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

(3)心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5)経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待対応委員会について

虐待防止のために「虐待防止検討委員会」を設置し、次の事項について検討する。

(1)虐待防止検討委員会の検討事項

①虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること。

②虐待防止のための指針の整備に関すること

③虐待防止のための職員研修の内容に関すること

④虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

⑤虐待が発生した場合の対応に関すること

⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(2)虐待防止検討委員会の構成委員

委員長は所長が務める。委員は、地域包括支援センターの全職員で構成し、担当者は社会福祉士とする。

(3)開催頻度

1年に1回及び虐待発生の都度、開催する。

4. 職員研修について

職員に対し、虐待の防止に関する基礎的な内容等の適切な知識を普及し、虐待防止を徹底する

ことを目的に年 1 回以上実施し、新規採用時には必ず実施する。研修参加者は包括職員に限定せず、関連事業所の職員も参加可能とする。なお、研修の実施内容については記録する。

5. 虐待等が発生した場合の対応について

- (1)虐待等が発生した場合には、速やかに仙台市に報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を優先とする。
- (2)虐待等が発生した場合の対応については、「仙台市虐待対応マニュアル」に沿って対応する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

- (1)利用者宅における虐待等が疑われる場合は、速やかに所内で共有し、解決に努める。
- (2)事業所内における虐待等に気づいた職員は、担当者に報告し、速やかな解決につなげられるよう努める。虐待者が担当者本人であった場合には、その上席に報告する。
- (3)相談、報告等が寄せられた内容、対応した経過には、記録を作成する。記録は、委員会において提示し、当該事案の検証、再発防止策を検討し、虐待の原因の除去と再発防止に努める。
- (4)行政機関の相談・通報先

養護者による虐待等	養介護施設従事者等による虐待等
青葉区地域支援係	仙台市介護事業支援課
022-225-7211(代)	(1)施設指導係 022-214-8318
	(2)居宅サービス指導係 022-214-8192

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

成年後見制度の利用について相談があった場合、またはその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8. 虐待等に係る苦情解決に関する事項

事業所に苦情が寄せられた場合、法人の苦情対応の流れに沿って対応する。事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。

9. 指針の閲覧について

本指針はいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付けるほか、法人ホームページにも掲載する。

10. その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

付則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。